

新型コロナウイルス感染症対策本部 第12回本部員会議
知事メッセージ（令和2年4月23日）

本日のこの会議において「岩手県における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置」を決定しました。

県民の皆さまには、法に基づき、不要不急の外出の自粛を要請します。特に繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を強く要請します。これから大型連休期間を迎えますが、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるようお願いします。

なお、外出の自粛の対象とならない具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋内での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等になります。

この緊急事態措置については、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）とは異なります。また、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民の皆さまに冷静な対応をお願いします。

職場への出勤は、外出自粛の要請から除かれますが、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進願います。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進願います。

また、一部の施設には、感染拡大防止のため、休業の協力をお願いします。県の要請に全面的に協力頂く県内の中小企業者に対して休業協力金を支給できるよう、県議会に予算案を提案いたします。

加えて、県内の中小企業者に対する県独自の支援策として、小売業、飲食業及びサービス業の売上が半減している事業者に対し、事業の継続を下支えするための家賃補助を実施できるよう、県議会に予算案を提案します。

地域、企業、団体など県民が一体となって、これまでの取組をさらに加速し、接触機会の低減に徹底的に取り組むことにより、事態を収束に向かわせることが可能となりますので、オール岩手で乗り越えていきましょう。

県民の皆さまには、引き続き「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場、いわゆる「3つの密」を避けるとともに、普段以上に、手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策を、ぜひ守っていただくよう、重ねてお願いします。

令和2年4月23日
岩手県知事 達増 拓也